

寒川町訓令第 2 号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 3 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成19年寒川町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「総務課に勤務する職員のうち」を削り、「再任用職員」を「再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。